武蔵野銀行アプリ 利用規定

(2025年10月27日現在)

「武蔵野銀行アプリ」利用規定(以下、「本規定」といいます)は、お客さまが株式会社武蔵野銀行 (以下、「当行」といいます)が提供するスマートフォン向けアプリケーション「武蔵野銀行アプリ」(以下、 「本アプリ」といいます)を利用する場合に適用します。

お客さまは、本規定に同意した場合に限り、本アプリを利用できるものとします。

第1条(本規定の適用範囲)

- 1.本規定は、当行が運用する本アプリを利用する方ご本人(以下、「利用者」といいます)に適用されます。
- 2.利用者が、本規定に同意しない場合には、本アプリを利用できないものとし、利用者が本アプリを利用した場合には、このことをもって、本規定に同意したものとみなします。
- 3.利用者は、本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえで、 自らの判断と責任において本アプリを利用するものとします。

<関連規定>

むさしの ID 利用規定、振込規定、普通預金規定、各種定期預金規定、総合口座取引規定、カードローン契約規定・保証委託約款、むさしのキャッシュカード規定、投資信託総合取引約款、投資信託振替決済口座管理規定、投資信託自動けいぞく(累積)投資約款、むさしの投信積立サービス規定、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款、特定口座約款、むさしのインターネットバンキング利用規定、外貨普通預金規定、自動継続型外貨定期預金規定、外貨定期預金規定(非自動継続型)

第2条(本サービス)

本サービスの主な内容は以下のとおりです。

- (1) むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座の残高、入出金明細情報の提供
- (2) むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金および貯蓄預金間での振替取引の提供
- (3) むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金および貯蓄預金から当行本支店および他行の口座宛の振込取引の提供
- (4) むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨定期預金口座に入金する取引および個別の円貨定期預金を解約する取引の提供
- (5) むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、カードローン口座から借入する取引、カードローン口座へ返済する取引の提供、及び利用明細情報の表示
- (6) 投資信託 (NISA) の口座開設、取引

- (7) 外貨普通預金および外貨積立普通預金の口座開設、取引
- (8) ATM ご利用手数料無料化サービス情報の提供
- (9) カードローンのお申込み・ご契約
- (10) 住所·電話番号変更
- (11) キャッシュカード・ローンカードの ATM 利用一時停止、停止解除
- (12) むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金を対象とした引落予定情報の提供
- (13) クーポンの提供
- (14) 金融に関する情報提供
- (15) 当行の商品やサービス、キャンペーン等の情報提供

サービスの詳細は、当行ホームページでご確認ください。

第3条(利用条件等)

1.利用対象者

本サービスをご利用いただける方は、当行所定の条件を満たす個人の利用者に限るものとします。なお、第2条(1)~(9)に規定するサービス(以下、「金融サービス」といいます)をご利用いただける方は、むさしの ID のユーザー登録のある個人の利用者となります。

2.利用対象口座

金融サービスのご利用口座は、むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座に登録されている口座となります。

3.利用時間

本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。ただし、利用時間内であっても、臨時のシステムメンテナンスの実施等により本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。なお、当行は事前通知なくこの時間を変更することがあります。

4.使用できる機器

本アプリを利用できるスマートフォンは、当行所定の端末に限るものとします。ご利用いただける環境については、当行ホームページでご確認ください。

5.利用登録

本サービスの利用を希望する利用者は、本規定を承認したうえで、本アプリをダウンロードし、本サービスの利用登録を行うものとします。

- 6.本アプリの利用は無料ですが、本アプリの利用およびダウンロード(本アプリのバージョンアップなどの再ダウンロードを含みます)にかかる通信料は利用者のご負担となります。
- 7.当行は、本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用 条件の変更を行うことがあります。

第4条(本人確認)

金融サービスのご利用についての利用者の確認は次の方法により行うものとします。

(1)本アプリの利用登録時には、むさしの ID のログインによりユーザー名(または店番号および口座番号)とパスワードの一致を確認することで本人確認を行います。そのうえで、ログインパスコードおよび生体認証の設定を行う必要があります。本アプリにログインする際はログインパスコードもしくは生体認証機能にてログインしてください。

(2)ログインパスコード

- ①ログインパスコードとは、本アプリにログインする際、むさしの ID の代わりに利用者が登録したログインパスコードを利用者の本人確認の方法として用いる機能をいいます。
- ②本アプリの利用登録時には、ログインパスコードを本アプリに登録してください。なお、他人から推測されやすい生年月日や連続した数字は避け、他人に知られないように管理してください。
- ③ログインパスコードを失念した場合は、本アプリ上で再度利用登録を行ってください。
- (3)届出電話番号による追加認証
- ①届出電話番号による追加認証は、本サービスの利用に際し、当行に届け出いただいた利用者の代表口座の登録電話番号宛に、自動音声またはショートメッセージにて、認証番号が通知され、第4条(1)または第4条(2)に定められた本人確認に加えて、通知された認証番号を端末の画面上に入力することにより、本人確認を行う機能をいいます。
- ②通知された認証番号には所定の有効期限があります。有効期限が切れた場合は再度はじめから操作していただく必要があります。
- ③認証番号は他人に教えないでください。

(4)生体認証機能

- ①生体認証機能とは、本アプリにログインする際、むさしの ID の代わりに利用者ご自身の生体情報 (利用者の端末に登録されている生体認証機能)を利用者の本人確認の方法として用いる機能をいいます。
- ②生体認証機能は利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している場合のみ用いることができます。また、利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している機種であっても、端末自体の制約によりご利用いただけない場合があります。
- ③当行は登録された生体情報自体の取得は行わないため、生体情報の管理責任・義務を負いません。登録された生体情報および認証データが保存された利用者の端末は、利用者の責任において 厳重に管理するものとします。

(5)公的個人認証

- ①公的個人認証サービスは、マイナンバーカードの IC チップに搭載された電子証明書を利用し、本人確認書類の偽造や他人によるなりすまし、データの改ざんといった不正を防止することで安全かつ確実な本人確認を実現するサービスです。本サービスの利用に際し、マイナンバーカードと「利用者証明用電子証明書の暗証番号 (4 桁の数字)」、「券面事項入力補助用暗証番号 (4 桁の数字)」、または「署名用電子証明書のパスワード (6 桁から 16 桁の英数字)」が必要となります。
- ②「利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)」、「券面事項入力補助用暗証番号

(4 桁の数字) 」、及び「署名用電子証明書のパスワード(6 桁から 16 桁の英数字)」を失念 した場合は、住民票のある市区町村にて初期化申請を行う必要があります。詳細につきましては、 市区町村にお問い合わせください。

- ③「利用者証明用電子証明書の暗証番号(4 桁の数字)」、「券面事項入力補助用暗証番号 (4 桁の数字)」、および「署名用電子証明書のパスワード(6 桁から 16 桁の英数字)」は他 人に教えないでください。
- ④当行は、利用者証明用電子証明書または署名用電子証明書の有効性確認をおこなうために、 認証業務情報(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成 14 年法律第 153 号) 第 44 条に規定する認証業務情報をいう) を利用します。

第5条(本サービスの機能)

本サービスでは、本アプリを利用して以下の各機能を提供します。

(1)残高照会

むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座の残高照会ができます。円貨定期預金は明細番号ごとの明細が照会できます。

(2)入出金明細照会

むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金、貯蓄預金の入出金明細の照会ができます。むさしの ID のユーザー登録日の 70 日前にさかのぼって照会することができます。 それ以前の明細は照会できません。

(3) 通帳表示

むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金および貯蓄預金の差引残高が確認できます。また、入出金明細にメモの登録ができます。メモに登録した情報は、本アプリでのみ閲覧できるものとし、他サービスの入出金明細へは反映されません。また、他のサービスで登録したメモ情報は、本アプリでは閲覧できません。

(4) 振込・振替

- ①振込は、むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、利用者の円貨普通預金および貯蓄預金から、当行本支店および他行の口座宛に、利用者が指定した金額を振り込むことができます。
- ②振替は、むさしのIDの代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金および貯蓄預金の間で、利用者が指定した金額を振り替えることができます。
- ③振込資金または振替資金の引落しにあたっては、当行の各種規定にかかわらず、預金通帳、払戻 請求書、キャッシュカードの提出なしに指定口座から払出しのうえ手続きを行います。
- ④以下のいずれかに該当する場合、本サービスの振込・振替のお取扱いはしません。
- A.振込または振替の取引金額が、利用者が指定した口座から払い出すことができる金額(当座貸越により払出しのできる金額を含む)を超える場合
- B.利用者が指定した口座が解約されている場合
- C.利用者が指定した口座に対して支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを完

了している場合や、口座名義人より入金禁止の手続きがとられている場合

- D.差押等やむを得ない事情のため、当行が振込・振替を取り扱うことが不適当と認めた場合 E.本規定に反して、利用された場合
- ⑤取引成立後の変更または取消しはできません。万一、やむを得ない事情により、変更または取消しを行う場合には、当行所定の方法に従うものとし、当行本支店の窓口での手続きが必要となります。 この場合、振込手数料相当額は返却しないものとします。

(5) 定期預金

- ①むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、利用者の円貨普通預金および貯蓄預金から預入資金を引き落とし、利用者のサービス利用口座のうち利用者の指定する円貨定期預金口座へ入金することができます。なお、適用金利は入金日における当行所定の金利とします。
- ②むさしの ID のサービス利用口座に預け入れされた利用者の個別の円貨定期預金のうち、利用者の指定する円貨定期預金を解約し、特約口座に入金することができます。ただし、解約できる定期預金は総合口座定期預金に限ります。

(6) カードローン取引

- ①カードローンの借入は、むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、カードローン口座から利用者が指定した金額を円貨普通預金、貯蓄預金に入金することで行います。
- ②カードローンの返済は、むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金、貯蓄預金から利用者が指定した金額を引き落とし、カードローン口座へ入金することで行います。なお、貸越残高を超過する入金はお取扱いしません。
- ③本アプリをご利用のお客さま向けに、当行所定のカードローン商品をご案内させていただくことがあります。カードローン商品のお申込みには審査があります。

(7) 投資信託 (NISA) の口座開設

- ①投資信託口座は、むさしの ID の代表口座の取引店で、特定口座(源泉徴収あり)として開設できます。既に当行に投資信託の口座をお持ちの方も含め、NISA 口座開設を申込できます。
- ②以下のいずれかに該当する方は本アプリから申込できません。
- A.既に当行で投資信託口座を開設済みの方(投資信託の口座開設申込みの場合)
- B.既に NISA 口座を開設済みの方(他の金融機関を含む)もしくは「非課税口座廃止通知書」 または「勘定廃止通知書」の添付をともなう NISA 口座開設をおこなう方(NISA 口座開設申 込みの場合)
- C.18 歳未満の方または 70 歳以上の方(NISA 口座開設申込みの場合は、申込みをする年の 1 月 1 日時点で 18 歳未満または 70 歳以上の方)
- D. 運転免許証、マイナンバーカード、通知カードの記載内容と、当行へお届けいただいている氏名・ 住所・生年月日・性別等が異なる方
- E.運転免許証、マイナンバーカードの有効期限が切れている方
- F.日本国外に居住の方
- G.税務上の居住地国が日本のみでない方
- H.外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とそのご家族

- I.その他当行所定の条件を満たさない方
- (8) 投資信託(NISA)の取引
- ①投資信託の取引残高や運用損益等の照会、投資信託受益権の購入および解約、むさしの投信 積立サービスの申込み、変更および解約の手続きができます。
- ②取引できる投資信託の銘柄および取引内容は当行所定のものに限ります。
- ③取引をするためには、あらかじめ投資信託口座を開設し、かつ、むさしの ID のサービス利用口座に 登録する必要があります。また、投資信託の指定預金口座を、むさしの ID の代表口座又はサービ ス利用口座に登録する必要があります。
- ④取引ができるのは、18歳以上の利用者に限られます。80歳以上の利用者は、投資信託の購入、 むさしの投信積立サービスの申込み等、一部の機能を制限します。
- ⑤1回あたりの取引金額の上限・下限については、当行所定の金額の範囲内とします。
- ⑥利用者により投資信託受益権の購入申込みが行われた場合、原則即時に、預金通帳および預金払戻請求書の提出なしに、投資信託受益権の購入に関わる代金と購入時手数料(消費税金む)の合計額を投資信託の指定預金口座から引落します。
- ⑦投資信託取引の手続きは、原則として利用者からの依頼日当日に行いますが、当行所定の時限 以降または銀行休業日に申込みが行われた場合は、依頼日の翌営業日以降に手続きを行います。 ただし、注文依頼日が当該取扱商品の購入・解約等の申込みを行えない日に該当した場合には、 当該日以降最初に申込みが可能となった日に購入・解約等の申込みを行います。
- ⑧利用者は、当行所定の時限までに端末より当行所定の手続きを行うことにより、依頼した取引の 取消を行うことができるものとします。
- ⑨以下のいずれかに該当する場合は、投資信託の取引は行いません。これによって生じた損害については当行に故意または過失がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。
- A.投資信託の指定預金口座から購入にかかわる代金と購入時手数料を引き落としする際に残高が不足する等の理由により引落しができなかった場合(残高に当座貸越を利用できる範囲内の金額は含まれません)
- B.投資信託口座または投資信託の指定預金口座が解約済の場合
- C.利用者より、投資信託の指定預金口座に関する支払停止の届出があり、それにもとづき当行が 所定の手続きを完了している場合
- D.差押等やむを得ない事情のため、当行が取引を取扱うことが不適当と認めた場合
- E.次の事由で投資信託取引が不可能となった場合
 - i.海外市場の休場
 - ii.投資信託委託会社に対する認可の取消しその他の処分、手形交換所の取引停止処分、また は支払いの停止もしくは破産手続き開始、民事再生手続き開始、特別清算開始その他類似 の手続き開始の申立てがあった場合
 - iii.証券取引所のシステム障害等
- (9) 外貨普通預金および外貨積立普通預金の口座開設
- ①外貨普通預金および外貨積立普通預金の口座は、むさしの ID の代表口座およびサービス利用

口座の取引店で開設できます。

- ②以下のいずれかに該当する方は本アプリから申込できません。
- A.既に当行で外貨預金口座を開設済みの方(同一科目、同一通貨で1口座のみ開設可能) B.18 歳未満の方または80 歳以上の方
- ③開設する口座の適用金利は受付日における当行所定の金利とします。
- ④口座開設時の外貨預金への預入の際に適用される外国為替相場は、受付時点における当行所 定の外国為替相場とします。
- ⑤取扱通貨国の諸事情により外国為替市場が閉鎖されている場合など、外貨預金の振替取引ができなくなることがあります。また、為替相場動向などから一時お取引を停止させていただくこともあります。
- ⑥口座開設資金は、当行の各種規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカード等の 提出なしに、原則即時に指定口座から引落します。
- ⑦以下のいずれかに該当する場合、本サービスのお取扱いはしません。これによって生じた損害については当行に故意または過失がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。
- A.口座開設の取引金額が、利用者が指定した口座から払い出すことができる金額(当座貸越により払出しのできる金額を含む)を超える場合
- B.利用者が指定した口座が解約されている場合
- C.利用者が指定した口座に対して支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを 完了している場合や、口座名義人より入金禁止の手続きがとられている場合
- D.差押等やむを得ない事情のため、当行が取引を取り扱うことが不適当と認めた場合
- E.本規定に反して、利用された場合
- (10) 外貨普通預金および外貨積立普通預金の取引
- ①外貨普通預金および外貨積立普通預金の残高や明細の照会、預入および引出、外貨積立普通 預金の積立内容の確認および変更の手続きができます。
- ②外貨預金への預入または引出の際に適用される外国為替相場は、取引時点において当行が提示する外国為替相場を使用します。
- ③外貨預金の利息計算で使用する金利は、受付時点で提示した当行所定の金利とします。
- ④1回あたりの取引金額の上限・下限については、当行所定の金額の範囲内とします。
- ⑤外貨預金の預入または引出の振替資金は、当行の各種規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求 書、キャッシュカード等の提出なしに、原則即時に指定口座から引落しまたは入金を行います。
- ⑥以下のいずれかに該当する場合、本サービスのお取扱いはしません。これによって生じた損害については当行に故意または過失がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。
- A.口座開設の取引金額が、利用者が指定した口座から払い出すことができる金額(当座貸越により払出しのできる金額を含む)を超える場合
- B.利用者が指定した口座が解約されている場合
- C.利用者が指定した口座に対して支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを完了している場合や、口座名義人より入金禁止の手続きがとられている場合

D.差押等やむを得ない事情のため、当行が取引を取り扱うことが不適当と認めた場合 E.本規定に反して、利用された場合

(11) ATM ご利用手数料無料回数の照会

むさしの ID 登録口座のうち、当行が別途定めるお取引基準における「ATM ご利用手数料無料化サービス」の手数料無料残回数を表示します。

(12) 住所·電話番号変更

- ①マイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書を読み取り、住所・電話番号変更の手続きができます。ただし、投資信託口座および債券口座をお持ちの方は、券面事項入力補助アプリケーションの利用者情報の読み取りが必要となります。
- ②住所・電話番号変更の申込み後、当行で所定の手続きを行ったのちに、登録内容を変更します。また、当行で所定の手続きを行った結果、登録内容を変更できない場合は、利用者に対して当行所定の方法により通知します。変更が行われなかったことにより利用者に損害が生じても、当行に故意または過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- ③無担保ローン以外の融資取引、マル優、マル特、マル財、教育資金贈与専用口座、結婚・子育 て資金専用口座、ジュニア NISA、当座預金、財形預金等のお取引がある方は本アプリでお手続 きいただけません。また、それらに該当しない場合でも、お客さまの口座の状態によっては、お手続き いただけない場合があります。
- ④お取引の内容によっては、後日当行から連絡をさせていただく場合があります。
- ⑤当行にて投資信託口座および債券口座をお持ちのお客さまが住所変更を行う際は、法令に基づき、最新のマイナンバー(個人番号)の届出が必要となります。
- (13) キャッシュカード・ローンカードの ATM 利用一時停止、停止解除
 - ①むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座のキャッシュカードおよびローンカードの ATM 利用 について、一時停止・停止解除ができます。
 - ②お客さまによる本アプリの操作により、一時停止・停止解除を行うことを前提としますが、やむを得ない事情により本アプリでの操作が行えない場合には、当行本支店の窓口での手続きが必要となります。

(14) 引落予定照会

むさしの ID の代表口座およびサービス利用口座うち、円貨普通預金における、公共料金やクレジットカード、ローン返済等の引落予定を確認できます。なお、引落予定明細と実際の手続きの内容は異なる場合があります。また、全ての引落予定が対象となるわけではございません。

(15) クーポン

本アプリで発行される、当行および当行の協力店舗が提供するクーポンが利用できます。

(16) コンテンツ配信

当行のサービス、キャンペーンや金融に関する情報のコンテンツを配信します。ご登録情報やコンテンツの閲覧履歴をもとにおすすめのコンテンツを表示します。

(17) プッシュ通知機能

①お客さまのスマートフォンへ本アプリに関するお知らせや、当行の商品またはサービス、キャンペーン、

- 一部の入出金、引落予定、Web 口座振替登録等の情報をプッシュ通知機能にて通知することがあります。
- ②プッシュ通知を希望しない場合は、本アプリの設定画面にて通知許可をオフにしてください。
- ③当行からのプッシュ通知は、利用者がプッシュ通知による通知を受領できたか否かに関わらず、通常 到達すべき時に、利用者に通知したものとみなします。

第6条(取引限度額)

- 1.振替および定期預金の預入・解約による1回当たりおよび1日当たりの取引限度額は当行所定の金額とします。
- 2.振込による1回当たりおよび1日当たりの取引限度額(以下、「振込限度額」といいます)は当行 所定の金額とします。振込限度額の確認および引下げは本アプリから行えますが、振込限度額の引 上げは当行本支店の窓口での手続きが必要となります。

第7条(利用の停止・解除)

- 1.利用者からの申し出によるサービス利用停止
- (1)利用者が金融サービスの利用を停止する場合、または利用を希望しない場合には、当行所定の方法によって当行に申し出てください。当行はこの申出を受けた時は、金融サービスの利用を停止する措置を講じます。金融サービスの利用を停止すると、むさしの ID で連携している外部サービスも利用できなくなります。当行はこの申出の前に生じた損害については、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。なお、金融サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きが必要です。手続きが完了するまでは、金融サービスはご利用いただけません。
- (2)金融サービスが利用可能な状態のままむさしの ID を退会されると、金融サービスは利用できなくなります。また、金融サービスご利用口座を解約した場合、当該口座での金融サービスの機能は利用できなくなります。
- 2. 当行からのサービス利用停止
- (1)本アプリを不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合、または、利用者のご利用方法が当行および当行の利用者に対して明らかに不利益を与えると当行が認めた場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。
- (2)むさしの ID の代表口座が解約された場合、金融サービスは利用ができなくなります。また、むさしの ID のご利用口座が解約された場合、当該口座での金融サービスの機能は利用できなくなります。
- (3)前各号における措置により利用者の情報が削除されたために生じた損害について当行は一切その 責任を負いません。

第8条(禁止事項)

- 1.利用者は、本アプリを利用するにあたり、以下の行為をしてはならないものとします。
- (1)本アプリに掲載された情報を本アプリの利用以外の目的で利用する行為

- (2)本アプリに掲載された情報を外部に転載する行為
- (3)本アプリを営利活動目的、宗教活動目的、政治活動目的など、当行が承認した以外の目的で利用する行為
- (4) 当行または第三者の権利を侵害し、またはそのおそれのある行為
- (5)本アプリを譲渡、貸与、公衆送信、使用許諾する行為
- (6)本アプリを複製、翻案、編集、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為
- (7)法令または公序良俗に違反する行為
- (8)犯罪行為に関連する行為
- (9)本アプリに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (10)その他、当行が不適切と判断する行為
- 2.利用者が前項で定めた禁止事項に該当する行為を行った場合、当行は直ちに利用の一時的また は永久的な停止など、当行が必要と認める処置を取ることができるものとし、当該行為により当行が 損害を被った場合、利用者はその損害を賠償するものとします。
- 3.前項の処置により、利用者に不利益または損害が生じた場合でも、当行は一切その責任を負わないものとします。

第9条(知的財産権等)

- 1.本アプリに関する一切の権利(所有権、特許権・著作権等の知的財産権、肖像権、パブリシティー 権等)は当行または当該権利を有する第三者に帰属しています。
- 2.利用者は、本アプリを利用するにあたって、本アプリに関する一切の権利を取得することはないものとし、 当行は、利用者に対し、本アプリに関する知的財産権について、本アプリを本規定に従って利用者の 端末機においてのみ使用することができる、非独占的かつ譲渡不能の実施権ないし使用権を許諾 するものとします。
- 3.利用者は、所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権等、本アプリに関する一切の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。
- 4.本条の規定に違反して権利侵害等の問題が発生した場合、利用者は、自己の負担と責任においてかかる問題を解決するとともに、当行に何等の迷惑または損害を与えないものとし、仮に当行に損害を与えたときは、当行に対して当該損害の全てを賠償していただきます。

第10条(情報利用について)

- 1.本アプリでは、ご登録いただいた情報を元に、プロモーション等を目的としたプッシュ通知や電子メール配信等を行うことがあります。
- 2. 本サービスでは、本アプリの機能向上等に役立てるため、情報収集ツールとして Google Analytics および Firebase を利用しています。 Google Analytics および Firebase では、本アプリの利用 状況に関する統計分析など、利用者によりよいサービスを提供していくことを目的として、アプリケーションの利用状況を個人を特定できない形式で収集しますが、 Google Analytics および Firebase より当行が受領したデータについて当行が保有するお客さまの情報を紐づけ、本条項に定める目的お

よび当行における個人情報の利用目的の範囲内でお客さま本人が識別される個人情報として取得し利用いたします。収集された情報は Google 社のプライバシーポリシーに基づき管理されます。 Google 社のプライバシーポリシーについては、同社のサイトをご覧ください。当行は Google Analytics および Firebase のサービス利用について責任を負わないものとします。

第11条(免責事項)

- 1. 当行は、本アプリがすべての利用者の端末に対応することを保証しません。
- 2.利用者が本アプリを利用することにより、他人に迷惑または損害を与えた場合は、利用者は自己の 責任と費用において解決するものとし、当行は一切責任を負わないものとします。
- 3.利用者のインターネットへの接続および機器類の設定、あるいは通信事情など当行の管理がおよばないすべての環境条件により、本アプリが正常に動作しない場合、これに起因する諸影響について、当行は一切の責任を負わないものとします。
- 4.本アプリをダウンロードないしインストールするにあたって利用者の端末機に損害が生じた場合であって も、当行は一切責任を負わないものとします。
- 5.当行は、本アプリ上の情報について、正確かつ最新情報を保つように努力いたしますが、その情報の 妥当性や正確性について保証するものではなく、これら情報の正確性等について不備があった場合 であっても、当行は一切の責任を負わないものとします。
- 6.本アプリからリンクしている外部の情報(当行が運用する Web サイト内の情報を除く)に関して、当 行は一切の責任を負わないものとします。
- 7.利用者が本アプリをインストールしてご利用の端末の譲渡、盗難、紛失等に伴う情報の第三者による 不正利用等について、当行は損害を含む一切の責任を負わないものとします。
- 8.第三者による当サービスの侵害または情報改変等によって、当サービスに中断、遅延、誤送信等の 欠陥が生じた場合、利用者および他の第三者が被った被害について、当行は一切の責任を負わな いものとします。

第12条(利用者責任)

利用者は、本規定に違反したことにより、当行または第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用で当該損害を賠償するものとします。

第13条(クーポン等の利用)

利用者が本アプリのクーポン、イベント情報を利用する際は、以下の事項を遵守、承諾したうえで利用するものとします。

- (1)利用者がクーポンを利用する際は、クーポンの割引金額、有効期間等の条件および注意事項を確認、承諾し利用するものとします。
- (2)クーポンは第三者に譲渡、売却、貸与してはならないものとします。
- (3)クーポンはクーポンとしてのみ利用することができ、現金との引換えはできません。
- (4)利用者の誤操作によりクーポンが消失した場合等いかなる場合においても、当行はクーポンの内容

について一切の保証を行わず、当行は一切その責を負わないものとします。

- (5)クーポンは本アプリ上で通常の手法により表示されるクーポン等のみによって権利を裏付けられるものとし、本アプリ以外を通じて、または本アプリを通常に利用する以外の方法で取得したクーポンは全て無効となります。
- (6)本アプリで発行されるクーポンのうち、当行の施設以外の施設および協力店舗(以下、「店舗」という)が提供するクーポンについて、利用者と店舗との間で紛争、トラブル等が生じたとしても、当行は一切関知せず、利用者および店舗の間で解決するものとします。
- (7)本アプリで提供するイベント情報のうち、当行の施設以外の施設および店舗が提供する情報について、利用者と店舗との間で紛争、トラブル等が生じたとしても、当行は一切関知せず、利用者および店舗の間で解決するものとします。

第14条(本規定の変更)

- 1.当行は、本規定を、むさしの ID の仕様の変更その他相当の事由があると認められる場合には、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。
- 2.前項による本規定の変更は、当行 Web サイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知するものとし、公表等の際に定める変更日から適用されるものとします。

第 15 条(合意管轄)

- 1.本アプリに関連して、利用者、当行ないし第三者との間において問題が生じた場合、その都度誠意をもって協議し、これを解決するものとします。
- 2.前項の規定にもかかわらず、協議によって解決ができず、訴訟の必要性が生じた場合、当行を管轄する地方裁判所、または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条(準拠法)

本規定に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第17条(その他)

- 1.当行は、利用者が本規定に同意することを条件として、本アプリを利用者の端末でのみダウンロードして利用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の使用権を無償で許諾するものとします。
- 2.当行は、利用者が本規定に違反した場合に、いつでも利用者に許諾した本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。この場合、利用者は直ちに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。
- 3.本アプリは、日本その他外国の輸出入規制の対象となる可能性のあるものであり、利用者が本アプリをインストールした端末を日本から国外へ持ち出す際には、関連法令を遵守し、これに違反した行為により生じた問題につき、利用者自身の責任と負担で解決するものとします。

PavB サービス利用にかかる追加規定

PayB サービスの利用に際しては、「武蔵野銀行アプリ」利用規定に加え、後記第 1 条から第 5 条までの追加規定(以下、「本追加規定」といいます)を適用します。なお、特段の定めのない限り、「武蔵野銀行アプリ」利用規定における定義は、本追加規定においても適用されるものとします。

第1条 (PayB サービスの内容)

- 1.PayB サービス(以下、「本サービス」といいます)とは、当行が決済事務について業務提携している ビリングシステム株式会社と加盟店契約を締結した企業・各種団体・組織・機関等(以下、「加盟 企業」といいます)の発行した払込票、請求書等(以下、「払込票等」といいます)についての支払 をする際に、本アプリのバーコード/QR コード読取機能を用いて、当該払込票等に印字された請求 情報等を記録したバーコードまたは QR コードを読み取り、本アプリの画面上に表示された請求金額 その他の情報を確認のうえ、当行所定の方法で支払承認をすることにより、お客さまがあらかじめ本ア プリに登録した支払手段によって、当該請求金額を支払うことができるサービスです。
- 2.当行は、お客さまのために、当該支払手段に係る手続を行うとともに、加盟企業に代わってお客さまによる支払を受け、後日加盟企業との間で代金の精算を行います。
- 3.お客さまは、本サービスの利用に係る氏名、支払先、請求金額等の情報が、本サービスに係る決済 事務履行の目的でビリングシステム株式会社に提供されることに同意するものとします。
- ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

第2条(ご利用条件)

- 1.お客さまは、本サービスでは支払代金の領収書が発行されないことを承諾のうえ本アプリを使用するものとし、支払内容の詳細は、支払の都度お客さまの登録メールアドレスに送信される支払完了通知メールおよび本アプリの画面上の取引履歴で確認するものとします。
- 2.本サービスの1日あたりの支払限度額は当行所定の金額とします。

第3条(加盟企業との取引)

- 1.お客さまが本サービスを通して行う加盟企業との取引は、お客さまと加盟企業との直接取引となり、また、これら取引の詳細は加盟企業の取引規約・利用規約、プライバシーポリシー・個人情報保護方針等によって規定されます。
- 2.当行は、当該取引について当行が直接的にサービス提供者となる場合を除き、取引の当事者とはならず取引に関する責任は負いません。したがって、取引に際し万一トラブルが生じた際には、お客さまと加盟企業との間で解決していただくことになります。

第4条(本追加規定の変更)

1.当行は、本追加規定を、相当の事由があると認められる場合には、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更

することができます。

2.前項による本規定の変更は、当行 Web サイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知するものとし、公表等の際に定める変更日から適用されるものとします。

第5条(合意管轄)

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以上